

## 学会賞選考委員会規則

制定 1992年8月1日

改正 2006年8月9日

### 1. 主旨

「学会賞に関する規程」に基づき、学会賞選考委員会について次のように定める。

### 2. 目的

受賞候補者を選出すること。

### 3. 委員

正・副会長、幹事の代表者1名および編集委員の代表者1名で構成する。各委員は会長の委嘱による。委員長は会長が当たる。

### 4. 選考手順

- ① 受賞候補者の選考は、学会賞推薦委員会の推薦報告を基にして行う。
- ② 第一次選考(事務局は学会賞推薦委員会からの推薦報告のコピーを選考委員に期限付で配布する。委員は順位・意見を付し、事務局を通じて委員長に回答する。)
- ③ 第二次選考(委員長は各委員と連絡の上、各賞の候補者を1～2名に絞り、該当者の論文(著書)などの資料を各委員に送付・回覧する。各委員は期限内に意見を委員長に提出する。)
- ④ 候補者の決定(委員長は③の意見をもとにして候補者を決定し、評議員会に報告する。)

### 5. 選考基準

- ① 業績は独創的で価値が高いこと。
- ② 統一的テーマが追究されていること。
- ③ 論文は本学会誌掲載のものを主とすること。
- ④ 論文数も考慮すること。
- ⑤ 役職の功績も考慮に入れること。
- ⑥ 指導や啓発活動については、活動期間、内容、規模、影響等が特に優れていること。

### 6. 付則

- ① 被推薦者が5名以内のときは第一次選考を省略することができる。
- ② 学会賞推薦委員会の推薦報告がない場合や候補者を特定するに至らない場合は授賞を見送る。
- ③ 本規則は平成18年8月9日から施行する。